

【工夫のポイント】

- 地域おこしを行う特定非営利活動法人が中山間地域等直接支払の事務局を担うことにより、集落の事務負担の軽減を図り、集落の広域化と協定農用地面積を拡大した。

【取組地域の概要】

○位置



○地域の概要

- ・本集落が位置する東米良地区(旧東米良村)は西都市の西側に位置する山間地域である。

面積：6ha（すべて田）  
 交付金額：104万円  
 （個人配分50%、共同取組活動50%）  
 協定参加者：農業者18人、  
 非農業者3人  
 農地所有適格法人1法人  
 特定非営利活動法人 1法人  
 協定開始：令和2年度  
 （広域化前は平成12年度から）

現状と課題

高齢化や担い手不足への課題

- 西都市東米良地区の<sup>かんばる</sup>上原集落と<sup>のぼりうち</sup>登内集落は、高齢化や担い手不足により、第5期からの中山間地域等直接支払への取組を断念する予定だった。
- 令和元年、西都市東米良地区の村おこしの使命を受けた2名の社会福祉法人 善仁会の職員が1年かけて地域の課題を抽出。地域の事務局を担う機能がないことに着目し、特定非営利活動法人「東米良創生会」を立ち上げた。



【善仁会 草薙り活動支援】



【農業機器の共有(稲刈り)】



【上原地区棚田点検活動】

東米良3集落の広域化

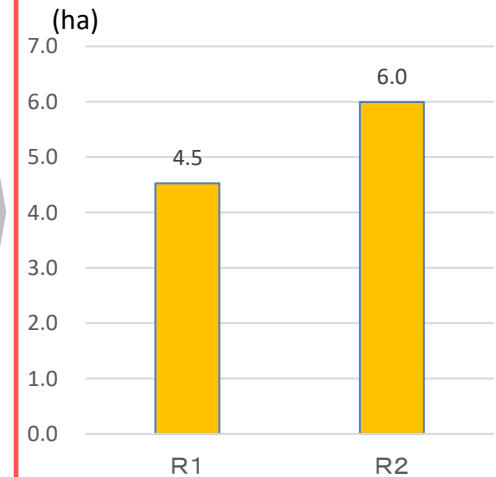
- 東米良創生会の事務局が、事務負担が重いことから第4期までで取組をやめる予定だった上原集落と登内集落を説得し、合意形成を図ることで、2集落が広域化し、第5期対策も継続することになった。
- さらに、第4期まで中山間地域等直接支払に取り組んでいなかった上揚集落が加わり、協定農用地面積を拡大した。



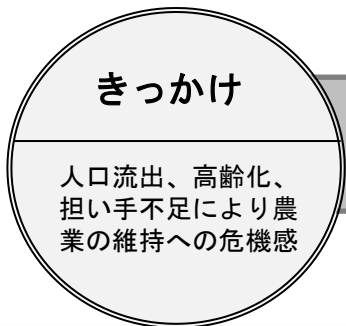
【共同作業(田植え)】

中山間直接支払の取組内容

協定農用地面積の増加



# (取組のプロセス)



**Step1 (H12~)**

上原集落と登内集落が中山間地域等直接支払制度への取組を開始

- 将来の農地管理に不安を持っていたところで、市から中山間地域等直接支払制度の活用について提案。
- 自治会代表、役員が本制度の活用について地域住民に説明し取組を決定。
- 農地維持のための草刈り等の共同作業を開始。

**Step2 (R1~)**

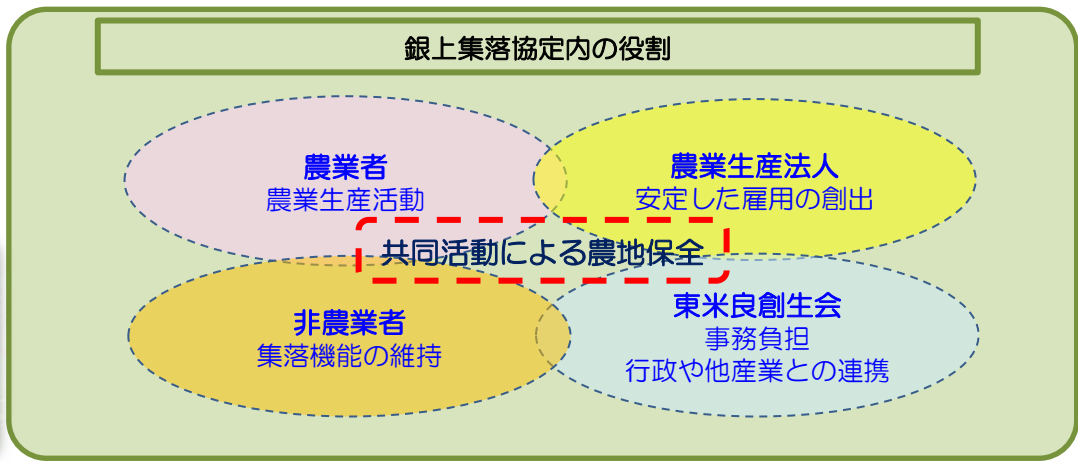
上原集落と登内集落の担い手不足

- 上原集落と登内集落がある東米良地区は人口約240名、高齢化率65%の限界集落である。
- 上原集落と登内集落でも、高齢化等により事務の担い手がいないことから、第4期対策までで活動を断念する意思を示す。

**Step3 (R1~)**

有志による地域課題の抽出

- 地域おこしの使命を受けた2名の社会福祉法人 善仁会の職員が、1年をかけて地域の課題を抽出。
- 住民はほぼ農業者であることから、農業の人材確保やICTを活用した農園管理等、必要な課題を整理し、農園オーナー制度等、長期的な目標も設定した。



**Step4 (R1~)**

東米良創生会の設立

- 課題を整理した上で、①教育の推進・充実、②伝統文化の継承、③地場産業の発展及び新規事業の開拓と誘致の3つの柱を基本とし、「1000年続く村 東米良創生プロジェクト 循環型山村作り」の事業を掲げ、特定非営利活動法人東米良創生会を立ち上げた。

**将来に向けて**

- 守っていく農地の明確化。
- 協定農用地の拡大。
- 集落機能強化への取組。
- 農地と空き家をセットにした新規就農者確保への取組。

今後の展望

**Step6 (R2~)**

2+1 集落の広域化

- 既に中山間地域等直接支払に取り組んでいた2集落に、新たに1集落を加え広域化した。
- 協定に、東米良創生会や、東米良地区でゆずや唐辛子の生産加工を行っている農業生産法人(株)かぐらの里を加え、事務負担の軽減や、新たな人材を確保した。

**Step5 (R1~)**

広域化に向けた取組

- 農業の継続を行う上で、中山間地域等直接支払の役割が重要だと考えた東米良創生会の事務局が、事務負担が重いことから第4期までで取組をやめる予定だった上原集落と登内集落を説得し、第5期も取り組むことになった。
- 2つの集落の間にあり、東米良地区の農業生産法人も活動している集落にも、市と連携しながら中山間地域等直接支払に取り組むよう推進した。